

青森県報

第三千五百七十六号

平成二十四年

八月十日

(金曜日)

規 則

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則

青森県温泉法施行細則(昭和五十一年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十九号様式中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に改め、
「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則

青森県調理師法施行細則(昭和四十四年七月青森県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「(日本の国籍を有しない者にあつては、登録済証明書)」を「(在民票の写し(在民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))又は出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)」と、「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県

目 次

| | | |
|-----------------------------------------------------|---------------|---|
| 青森県温泉法施行細則の一部を改正する規則…………… | (自然保護課) | … |
| 青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… | (保健衛生課) | … |
| 青森県栄養士法施行細則の一部を改正する規則…………… | (同) | … |
| 青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…………… | (同) | … |
| 青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則…………… | (同) | … |
| 青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則…………… | (同) | … |
| 公 告 | | |
| 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告…………… | (県民生活 文化課) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 右 同…………… | (同) | … |
| 大規模小売店舗の変更の届出…………… | (商工政策課) | … |
| 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了…………… | (河川砂防課) | … |
| 航空灯火用配光測定装置更新に係る一般競争入札…………… | (港湾空港課) | … |

収入証紙貼付」に定める。

附 則

1)の規則は、公布の日から施行する。

青森県栄養士法施行細則の一部を改正する規則を「1)」に公布する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 枝 申 郎

青森県規則第四十五号

青森県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

青森県栄養士法施行細則（昭和四十四年五月三十一日青森県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」と、「戸籍抄本若しくは」を「戸籍抄本、」と改め、「事項」の次に「又は同法第30条の45に規定する国籍等」を挿入し、「外国人登録証明書の写し」を「出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、

第三条中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」と、「若しくは戸籍抄本又は外国人登録証明書の写し」を「、戸籍抄本、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、

附 則

1)の規則は、公布の日から施行する。

青森県栄養衛生師法施行細則の一部を改正する規則を「1)」に公布する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 枝 申 郎

青森県規則第四十六号

青森県栄養衛生師法施行細則の一部を改正する規則

青森県栄養衛生師法施行細則（昭和四十四年五月三十一日青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」と、「若しくは戸籍抄本若しくは」を「、戸籍抄本、」と改め、「（昭和42年法律第81号）」を「、」事項」の次に「又は同法第30条の45に規定する国籍等」を挿入し、「外国人登録証明書の写し」を「出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、

第三条中「若しくは戸籍抄本又は外国人登録証明書の写し」を「、戸籍抄本、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、「回覧抄本（第11）中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」と、「若しくは戸籍抄本又は外国人登録証明書の写し」を「、戸籍抄本、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、

第四条中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」と、「若しくは戸籍抄本又は外国人登録証明書の写し」を「、戸籍抄本、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、

附 則

1)の規則は、公布の日から施行する。

青森県栄養衛生師法施行細則の一部を改正する規則を「1)」に公布する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 枝 申 郎

青森県規則第四十七号

青森県知事 三 枝 申 郎

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県理容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する画繼等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県美容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する画繼等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人テイクオフみさわ

三 代表者の氏名

野川 剛

四 主たる事務所の所在地

三沢市東岡三沢一丁目七九の四

五 定款に記載された目的

この法人は、航空の科学や歴史などを題材として、青少年の健全育成に資する活動や生涯学習に資する活動を行うこと、並びに航空を媒介にした地域振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八戸3Rくりんクリーンの会

三 代表者の氏名

阿部 弘子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字是川字櫛館平三〇の二二

五 定款に記載された目的

この法人は、循環型社会を目指して、リデュース、リユース、リサイクルの推進を図る事業を行い、また、障害者の自立支援のために雇用の場の確保を図る事業を行うことによって、地球温暖化抑制と、障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 harappa

三 代表者の氏名

三上 雅通

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字元長町二五

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市吉野町にある煉瓦倉庫を拠点としつつ、ここに留まることなく、しなやかな心と体を駆使してアートの豊かな世界を創出し、広く市民と共にそのアートの放つ豊かな世界観を享受することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サンネット青森

三 代表者の氏名

根本 あや子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

本会は、精神保健に課題をもっている人々が医療保健福祉サービスによって支えられ地域で生活していくことのできる社会の実現を図るため、必要な人々への地域生活支援に関する事業や人権啓発事業を行ない、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろだいいりサーチ

三 代表者の氏名

佐々木 純一郎

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字文京町一

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前大学をはじめとする研究機関が保有する知的資源を地域で共有し、地域政策課題の発掘と調査分析を行い、その成果を地域社会に還元する事業を行うことにより、活性化のための活動を自律的に行う地域の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれ愛ブラザあおば

三 代表者の氏名

工藤 志朗

四 主たる事務所の所在地

八戸市下長六丁目二の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者等の社会的弱者が、地域社会の一員として社会生活を営んでいく上で、社会の理解不足などの多くの制約を乗り越え、自立した生活を送るために就労の場を提供するとともに情報機器をいろいろな面で活かし、豊かな生き方を支援する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク

三 代表者の氏名

類家 伸一

四 主たる事務所の所在地

八戸市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域や市民が主体となった環境保全と循環型社会の研究と啓発活動を推進し、環境・エネルギー産業に関連した先進的な地域を形成することで、既存産業の振興と新産業を創出し雇用機会の拡大を図り、我が国の持続的発展可能な循環型社会の形成に寄与するとともに、世界の環境問題とエネルギー政策に貢献することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年七月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウイメンズネット青森

三 代表者の氏名

鹿内 文子

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、女性が抱えるあらゆる問題の解決を目指し、社会の全領域における女性の参加と真の平等を獲得することにより、差別と偏見及び暴力のない社会の形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前城東タウンプラザ

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前                                                      | 変更後                                                      | 変更年月日         |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------|
| セントラルリーディングシステム株式会社<br>北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一<br>代表取締役 菊地栄一 | セントラルリーディングシステム株式会社<br>北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一<br>代表取締役 阿部直志 | 平成<br>二四・六・二九 |

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一外

四 届出年月日

平成二十四年七月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十四年八月十日から同年十二月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十二月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了

次のとおり特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十七条第三項の規定により公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                    |                                            |
|--------------------|--------------------------------------------|
| 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称 | 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）                  |
| むつ市十二林地区           | むつ市十二林一の二三<br>社会福祉法人青森社会福祉振興団<br>理事長 建部 玲子 |

航空灯火用配光測定装置更新に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の更新とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

航空灯火用配光測定装置 一式

二 納入期限

平成二十五年三月八日

三 納入場所

青森空港灯器整備作業所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 更新物品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 更新物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年九月七日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七 七三九 二二二一  
七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年九月二十一日(時間は入札説明書による。)

2 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

八 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

更新物品に要求する性能等が満たされていないと判断した仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否

要

4 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Light Distribution Intensity Measuring Device For Aeronautical Lights 1 set

2 Time limit for tender:

21 September, 2012 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭